



< 障害者権利条約で社会を変えたい >
すべての人に観光旅行を

今西 正義 NPO 法人 Check 副理事

「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」が障害者権利条約の第30条で規定されている。締約国は、障害者が他の者と平等に文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、そのため文化的な作品や活動、また文化的な公演またはサービスが行われる場所へのアクセスを享受できるものとした。

日本は観光立国を宣言し、2007年に「観光基本法」を全面的に改訂し「観光立国推進基本法」を施行した。さかのぼること1995年、観光政策審議会の答申「21世紀の観光政策の基本的な考え方として」では、「すべての人には旅をする権利がある」と画期的な提言がなされた。そのためには障害者も高齢者もすべての人が、自分の行きたい所に行けて楽しめる観光の環境整備が求められると、“Tourism for All”の実現に向けた方策が促された。

しかし「観光立国推進基本法」の中では、「観光旅行者の利便の増進」として、高齢者・障害者への配慮についてわずかに記述されるに至ったのみであった。

私たち障害者にとって忘れることの出来ない二つの事件がある。熊本県の黒川温泉のホテルがハンセン病元患者だということを理由にあからさまな宿泊拒否をした事件。大手ビジネスホテルチェーン「東横イン」が表向きには障害者のための客室を作り、裏では改造して障害者が宿泊できないようにした不正改造問題。脳裏に鮮明に残る出来事だった。

これらの事件は、受け入れ側の障害に対する無理解、また意図的に行われたものだ。そのほかにも「他のお客様に迷惑がかかる」と、障害者や外国人だからという理由で入浴を拒否したり、ツアーへの参加を断ったり、まだまだ多くの偏見と差別が後を絶たない。

観光の環境整備として、宿泊施設の客室、観光地の公共トイレ、鉄道やバス等の交通機関など、バリアフリーデザインやユニバーサルデザインに基づくハード面の整備が必要なことは言うまでもない。古い町並みが残る岐阜県の飛騨高山では、車いす障害者はもとより視覚障害者や聴覚障害者、外国人などを積極的に迎え入れるなど、情報・コミュニケーションのバリアフリー化にも取り組んでいる。

また最近では、旅行商品として、一般ツアーへ障害者の参加を断ることなく、混乗を原則的に進めている旅行会社も出現してきている。「障害者と一緒がいやなら申し込まなければいい」という毅然とした態度を取っている。

“Tourism for All”の実現には、観光施設や宿泊施設、交通機関などにかかわる事業者の意識を変えさせていく必要がある。そのためこの条約を積極的に活用し、障害がある人たちが安全に安心して快適に文化的な生活を公平に享受できる社会に変えていきたい。